

財務諸表に対する注記

1. 継続組織の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の保有区分は、満期保有目的以外の「その他債券」であり、市場価格があるものは総平均法による時価法によっている。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金・・・従業員の退職給付に備えるため、期末退職給付の要支給額に相当する金額を計上している。

3. 基本財産、特定資産及びその他固定資産の増減及びその残高

基本財産、特定資産及びその他固定資産の増減及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
基本財産定期預金	7,344,145	0	0	7,344,145
基本財産投資有価証券	4,020,718,090	1,107,085,595	1,125,407,000	4,002,396,685
小計	4,028,062,235	1,107,085,595	1,125,407,000	4,009,740,830
特定資産				
助成事業積立資産定期預金	107,382,500	100,000,000	100,000,000	107,382,500
助成事業積立資産投資有価証券	11,278,060	0	279,600	10,998,460
小計	118,660,560	100,000,000	100,279,600	118,380,960
その他固定資産				
退職給付引当預金	1,611,600	373,000	0	1,984,600
敷金	3,276,000	0	0	3,276,000
小計	4,887,600	373,000	0	5,260,600
合計	4,151,610,395	1,207,458,595	1,225,686,600	4,133,382,390

4. 基本財産、特定資産及びその他固定資産の財源等の内訳

基本財産、特定資産及びその他固定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの 充当額)	(うち一般正味財産からの 充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
基本財産定期預金	7,344,145	(7,344,145)	(0)	－
基本財産投資有価証券	4,002,396,685	(3,835,813,685)	(166,583,000)	－
小計	4,009,740,830	(3,843,157,830)	(166,583,000)	－
特定資産				
助成事業積立資産定期預金	107,382,500	－	(107,382,500)	－
助成事業積立資産投資有価証券	10,998,460	－	(10,998,460)	－
小計	118,380,960	－	(118,380,960)	－
その他固定資産				
退職給付引当預金	1,984,600	－	－	(1,984,600)
敷金	3,276,000	－	(3,276,000)	－
小計	5,260,600	－	(3,276,000)	(1,984,600)
合計	4,133,382,390	(3,843,157,830)	(288,239,960)	(1,984,600)

5.指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常外収益への振替額	
基本財産投資有価証券の買替に伴う売却益	51,990,000
合 計	51,990,000

6.関連当事者との取引の内容

該当なし

7.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当財団は、公益目的事業及び法人運営の財源の相当部分を運用益によって賄うため、原則として、預金、債券により資産運用する。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、債券であり、発行体の信用リスクにさらされている。

(3) 金融商品のリスクにかかる管理体制

資産運用規程に基づく取引

金融商品の取引は、当財団の資産運用規程に基づき行う。

信用リスクの管理

債券については、発行体の信用情報や時価の状況を定期的に把握し、必要に応じて理事会に報告する。

8.その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(追加情報)

(1) 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成31年3月31日) を適用している。

(2) 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 平成31年3月31日) を適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載している。

(3) 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその金額を計上する項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものはない。

9.重要な後発事象

該当なし

10.「公益法人会計基準」(平成20年4月11日制定、平成21年10月16日改訂 内閣府公益認定等委員会) を採用している。

11.その他

該当なし